

青葉区こども家庭支援課見守り保育実施要綱

制 定 令和2年2月21日 青こ第3493号(区長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、青葉区こども家庭支援課窓口（以下「窓口」とする。）に乳幼児を連れて来庁する区民が、相談や手続き等に専念できるよう、窓口脇スペース（以下「実施スペース」とする。）で青葉区が実施する見守り保育について、必要な事項を定める。

(管理及び実施)

第2条 実施スペースの管理は、こども家庭支援課が行う。見守り保育の実施は、前条に掲げる趣旨を達成することができ、継続的かつ安定的な実施が可能な団体（以下「運営団体」という。）に委託するものとする。

(実施内容)

第3条 実施スペースにおいて、窓口に保護者と来庁した乳幼児の見守り保育を実施する。

(見守り保育対象者)

第4条 対象となる乳幼児は、原則として、窓口来庁者と同年の未就学児童（以下「児童」という。）とする。ただし、体調の悪い児童や感染症の疑いのある児童を除く。

2 原則として、保護者は、児童が見える範囲で手続き等を行うものとする。

(実施日等)

第5条 見守り保育を実施する日は、次に掲げる日を除き、こども家庭支援課の指定する日とする。ただし、区長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から1月3日まで）

2 見守り保育を実施する時間は、午前10時から午後3時までとし、利用者1人当たりの利用時間は、窓口利用等に要する時間内とする。

3 実施中の事故等については、運営団体が加入する保険で対応する。なお、保険加入にかかる費用については運営団体が負担する。

(実施の報告)

第6条 運営団体は、実施日・利用児童数・利用時間帯を記録した実績報告書をひと月毎に作成し、翌月の20日（区役所閉庁の場合は、翌開庁日）までにこども家庭支援課に提出

する。

(利用の制限)

第7条 次に該当する場合には、見守り保育の利用を認めないことができる。また利用中であっても利用を中止することができる。

- (1) 児童又は保護者が第4条に規定する要件に該当しないと認められるとき
- (2) その他、第1条に掲げる趣旨に照らし利用を不相当と認めたとき

(その他)

第8条 その他この要綱の施行に関し必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。